施術所・出張専門業
開設等の手引き

潤水都市 さがみはら

令和７年２月改定
相模原市健康福祉局保健所

≪目次≫

１．施術所の開設手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.3
２．施術所の名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.4
３．施術所の構造設備基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.6
４．衛生上必要な措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.7
５．施術所開設届出事項に変更を生じた場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.7
６．施術所を休止・廃止・再開する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.7
７．施術者出張専門業の開始について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.8
８．施術者出張専門業の届出事項に変更等が生じた場合・・・・・・・・・・・・・・p.8
９．広告の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.9

●手引きで使用する略称

略　称	名　　称
あはき法	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和２２年法律第２１７号）
柔 整 法	柔道整復師法（昭和４５年法律第１９号）
あはき・柔整広告ガイドライン	あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（あはき・柔整広告ガイドライン）（令和７年２月１８日）

●届出様式ダウンロード

次のホームページからダウンロードしてください。

https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shinseisho_menu/ijiyakuji/index.html

この手引きでは、あはき法に基づくあん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業及び柔道整復師法に基づく柔道整復業を行う施術所の開設について説明します。

事前相談		開設		開設届提出		現地調査
構造設備や添付書類、開設の日程、広告などについて、あらかじめご相談ください。	⇒	施設設備等が整い、施術を開始できる状態です。	⇒	開設後１０日以内に保健所窓口に届け出てください。	⇒	保健所の監視員が施設の調査に伺います。

１．施術所の開設手続き

施術所開設後１０日以内に「施術所開設届」２部を保健所に提出してください。なお、２部提出のうち、１部（副本）は受付印を押してお返しいたします。（あはき法第９条の２、柔整法第１９条）

提出書類		提出部数	注意事項
施術所開設届		２部 （１部返却）	あはき法と柔整法では様式が異なります。 様式は保健所の窓口配布若しくは相模原市公式ＨＰからダウンロードすることができます。
添付書類等	業務に従事する施術者の免許証の写し	１部	免許証原本と照合しますので、原本を窓口にお持ちください。
	施術所の平面図	１部	各室の用途及び寸法をメートル単位で示し、ベッド・機器類の配置、各室の用途、寸法及び面積、外気開放部分（窓等）の位置又は換気装置の種類、位置、消毒設備の位置等を記入してください。 なお、平面図は別紙でも構いません。
	所在地周辺の見取図	１部	最寄の駅等から施術所までがわかる図面。 所在地を朱塗りしてください。
	運転免許証等	提示のみ	開設者（法人の場合を除く。）及び業務に従事する施術者の運転免許証等の原本を窓口にお持ちください。
	登記事項証明書	１部	開設者が法人である場合。 コピー可

＊　本人確認については、運転免許証等により慎重に行うよう国から通知がありましたので、詳しくはお問い合わせください。

≪平面図記載例≫

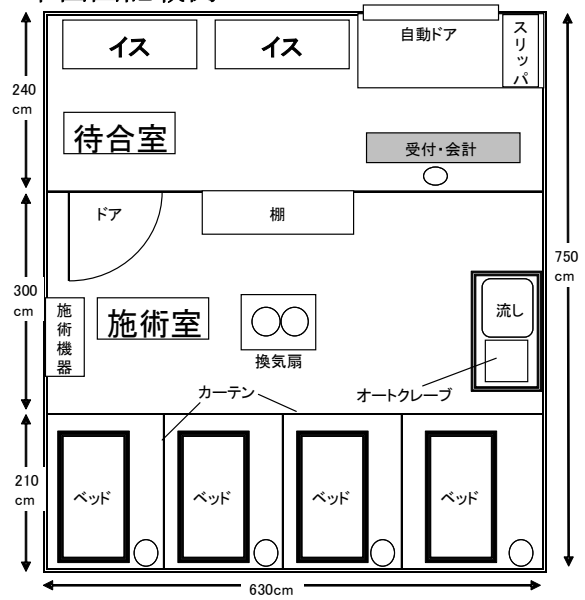

２．施術所の名称

利用者が安心・安全にあん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復の施術を受けるためには、利用者が正しい情報に基づいて施術所等を選択できることが重要です。

利用者が施術所等を選択する上で、その名称は重要な情報であることから、

・ 国家資格保有者による、あはき・柔整の業態であること
・ 法令に基づき都道府県に届けられ適法であること
・ 医療機関と紛らわしい名称を用いていないこと

について利用者が認知できる名称である必要があります。

≪広告可能な名称の例≫

	内容	具体例
（1）	提供する施術業態を特定せずに「施術所（院）」と表記すること	○○施術所（院） 等 ※ ただし、あはき・柔整広告ガイドラインⅢ３（１）に示した「国家資格保有」の表記についても併せて表示する等、利用者にとって分かりやすい名称とすることが望ましい。
（2）	提供する施術業態（マッサージ、はり、きゅう等）に「治療院（所）」「療院（所）」を付けること	○○鍼灸治療院、○○鍼灸療院、○○鍼灸治療所 等
（3）	マッサージ、はり等の業務の種類のみを表記すること	○○マッサージ、はり・きゅう○○ 等
（4）	施術所が併設されている場合等に併記すること	○○接骨院・鍼灸院、○○接骨院・○○鍼灸院 等

≪広告不可な名称の例≫

上記以外は広告不可であるが、特に留意すべき表現を以下に示します。

なお、これらの広告不可な表現については、例えば、英語にしたり、一般的に同じ意味と認識される別の用語・呼称を用いる等表現方法を変えても表示は不可です。また、看板、掲示物及び装飾等を含め施術所外への表示も不可であることに留意すること。

	内容	具体例
（1）	「病院又は診療所等」と誤解する恐れがあるものを含んでいる名称	○○診療所、○○治療所、○○治療室、○○療院、○○はり科療院、 ○○（施術業態を含まない）治療院、メディカル、クリニック、リハビリ、ドック 等 ※ 診療科名や診療行為等と紛らわしい表現を含む名称も不可
（2）	あはき、柔整以外の業態と紛らわしい名称	カイロプラクティック、整体、リラクゼーション、リフレクソロジー、アスレチック、コンディショニング、リラックス、サポート 等
（3）	提供する施術業態が混ざっている名称	○○鍼灸接骨院、○○マッサージ接骨院 等
（4）	対象者を限定するもの	○○女性専門療院、○○レディース、子ども、スポーツ、アスリート、美容、交通事故専門、むちうち専門 等

	内容	具体例
（5）	施術内容・技能・方法を含んでいる名称	東洋医学、温鍼、中国鍼灸、美容鍼灸、不妊鍼灸、更年期障害、背骨専門、漢方、気功、無痛治療、電気療法 等
（6）	効能を含んでいる名称、優良な施術所と思わせる名称	姿勢改善、小顔矯正、骨盤矯正、（施術が優良であることを示す意味で）巧み 等
（7）	広告不可とされている名称と広告可能とされている名称を併記している名称	メディカル〇〇鍼灸院、サロン〇〇接骨院 等
（8）	その他, 施術所と分かりにくい名称	〇〇堂、〇〇館、〇〇道場、〇〇センター、〇〇ステーション、サロン、ほぐし処、研究所 等

３．施術所の構造設備基準

≪施術所を専業する場合≫

あはき法施行規則第２５条及び柔整法施行規則第１８条により構造設備基準が設けられています。開設にあたっては下記の事項に適合するようにしてください。

（1）	構造設備基準	ア　６．６㎡以上の面積を有する専用の施術室を有すること。 イ　３．３㎡以上の待合室を有すること。 ウ　室面積の１/７以上に相当する部分を外気に開放できるか、これに代わるべき適当な換気装置があること（ドアは開放面積に含まない。） エ　施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。
（2）	施術所の独立性	施術所は住居、店舗等と構造上及び機能上独立していること。（指導基準）
（3）	施術室と待合室の区画	ア　施術室と待合室の区画は、固定壁で上下左右完全に仕切られ、固定した扉を設けること。（指導基準） イ　防災上、アを満たすことができない場合は固定されたパーテーション等で区画すること。（指導基準）
（4）	プライバシー保護	ベッドを２台以上設置する場合や待合室から施術室が見渡せる場合には、各々カーテン等で仕切り、患者のプライバシーに配慮すること。（指導基準）
（5）	感染対策	はりを業とする場合には、オートクレーブ・乾熱滅菌器等を設置すること。使い捨てのはりを使用する場合は、使用済みのはりの保管及び廃棄を安全な方法で行うこと。（指導基準）

≪同一建物内で施術所を兼業する場合≫

原則として２つの構造設備を持つことになりますが、一定条件の下で、構造設備の共用が認められます。なお、開設届はあはき法及び柔整法に基づく届出が必要となります。

（1）	施術者が２人以上となる場合は、双方の施術室を固定壁で区画すること。（指導基準）
（2）	あはき法及び柔整法に基づく免許を両方とも有する施術者が１人で施術する場合は施術室を兼ねてもよい。（指導基準）

＊　施術所内で他の医療類似行為（整体、カイロなど）を行うことはできません。

＊　施設の区画、使用する器具類、広告等を共有することはできません。

≪兼業する場合の構造についての例≫　▭：入り口(ドア)

	あはき法及び柔整法の兼業	民間療法との兼業
適合 ○	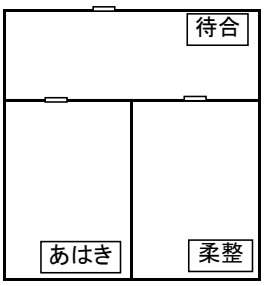 法律で定めのあるあはき及び柔整の待合は兼業可能	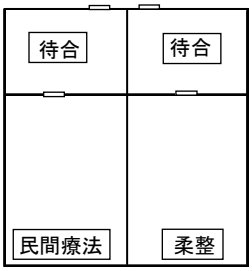 入り口を民間療法と施術所に分けることで、利用者にどちらの施設を利用しているかを示せる。
不適 ×	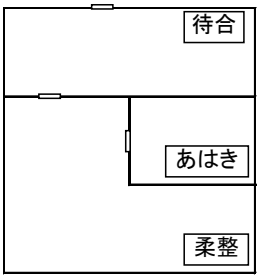 柔整施術室が通路となるため不適	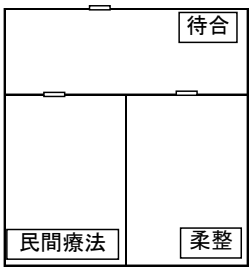 入口が一つのため、利用者が柔整と民間療法のどちらを利用しているかが不明確となり不適

４．衛生上必要な措置

あはき法施行規則第２６条及び柔整法施行規則第１９条より施術所では、衛生上必要な措置を講じることとされています。施術室の清潔保持や使用するタオル等物品の管理には配慮してください。

衛生上必要な措置	（１）　常に清潔に保たれていること。 （２）　採光、照明及び換気を十分にすること。

５．施術所開設届出事項に変更を生じた場合

開設届出事項に変更を生じた場合は、変更後１０日以内に「施術所届出事項変更届」２部を保健所に提出してください。 なお、２部提出のうち、１部（副本）は受付印を押してお返しいたします。

（あはき法第９条の２、柔整法第１９条）

提出書類		提出部数	注意事項
施術所開設届出事項変更届		２部 （１部返却）	あはき法と柔整法は様式が異なります。
変更事項	添付書類等	提出部数	注意事項
構造設備の変更のとき	施術所の平面図 （変更前・変更後）	１部	変更前・変更後の図面を添付してください。 ベッド・機器類の配置、各室の用途、寸法・面積、外気開放面積・位置・換気装置の位置、消毒設備の位置等を記入してください。
従事者の 変更のとき	業務に従事する施術者の免許証の写し	１部	変更前・変更後の欄に従事者を記入します。 また、新たに業務に従事する施術者につきましては、免許証原本と照合しますので、原本を窓口にお持ちください。
	業務に従事する施術者の運転免許証等	提示のみ	新たに業務に従事する施術者につきましては、運転免許証等で本人確認を行いますので、原本を窓口にお持ちください。
開設者に関する事項のとき	運転免許証等	提示のみ	変更前・変更後の欄に開設者に関する事項を記入します。 また、開設者が個人の場合は、運転免許証等で本人確認を行いますので、原本を窓口にお持ちください。

＊　変更事項が法人に関する事項である場合は、必要に応じて登記事項証明書の提示を求めることがあります。

＊　本人確認については、運転免許証等により慎重に行うよう国から通知がありましたので、詳しくはお問い合わせください。

６．施術所を休止（廃止）又は再開する場合

施術所を休止、廃止又は再開した場合は、１０日以内に「施術所廃止届」２部を保健所に提出してください。なお、２部提出のうち、１部（副本）は受付印を押してお返しいたします。

（あはき法第９条の２第２項、柔整法第１９条第２項）

提出書類	提出部数	注意事項
施術所休止（廃止・再開）届	２部（１部返却）	あはき法と柔整法は様式が異なります。

７．施術者出張専門業の開始について

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が出張のみによってその業務に従事するときは、「施術者出張専門業務開始届」２部を保健所へ提出してください。なお、既に施術所を開設されていて、施術所から出張する場合は、施術者出張専門業務開始届の提出は必要ありません。（あはき法第９条の３）

提 出 書 類		提出部数	注 意 事 項
施術者出張専門業務開始届		２部（１部返却）	印鑑をご持参ください。 名称については個人名による届出となります（屋号等によることはできません）。
添付書類等	業務に従事する施術者の**免許証の写し**	１部	業務に従事することとなった施術者の**免許証原本と写しを持参してください。**（原本と照合します。）
	業務に従事する施術者の運転免許証等	提示のみ	業務に従事することとなった施術者の運転免許証等を提示してください。

＊　本人確認については、運転免許証等により慎重に行うよう国から通知がありましたので、詳しくはお問い合わせください。

８．施術者出張専門業の届出事項に変更等が生じた場合

出張専門業務を休止、廃止若しくは再開したとき又は若しくは住所変更をしたときは、「施術者出張専門業務休止（廃止・再開）届」２部を保健所に提出してください。なお、２部提出のうち、１部（副本）は受付印を押してお返しいたします。（あはき法第９条の３）

	変更事項	提出書類	提出部数
（１）	業務を休止、廃止又は再開したとき	施術者出張専門業務休止（廃止・再開）届	２部（１部返却）
（２）	住所変更をしたとき （**市内転居**や地番変更）	施術者出張専門業務休止（廃止・再開）届	２部（１部返却）
（３）	住所変更をしたとき（**市外転居**）	施術者出張専門業務休止（廃止・再開）届	２部（１部返却）
（４）	施術所を開設するとき	保健所にご相談ください。	

＊　必要に応じて、運転免許証等や住所の確認できる書類等の提示を求めることがあります。

＊　新しい住所地において施術者出張専門業務を行うときは、新しい住所地を管轄する保健所等の出張施術業務開始届が必要となります。

９．広告の制限

あはき師法第７条第１項において「あん摩業、マツサージ業、指圧業、はり業若しくはきゆう業又はこれらの施術所に関しては、何人も、いかなる方法によるを問わず、左に掲げる事項以外の事項について、広告をしてはならない」と規定され、また、柔整師法第24条第１項において「柔道整復の業務又は施術所に関しては、何人も、文書その他いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない」と規定されている。

１　広告できる事項（あはき法第７条第１項）

(1)　施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所

(2)　業務の種類（あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業又はきゅう業）

(3)　施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項

(4)　施術日又は施術時間

(5)　その他厚生労働大臣が指定する事項（平成１１年３月２９日付　厚生省告示第６９号）

ア　もみりょうじ

イ　やいと、えつ

ウ　小児鍼（はり）

エ　あはき法第９条の２第１項前段の規定による届出をした旨

オ　医療保険療養費支給申請ができる旨（療養費の支給にあたっては、医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）

カ　予約に基づく施術の実施

キ　休日又は夜間における施術の実施

ク　出張による施術の実施

ケ　駐車設備に関する事項

２　広告できる事項（柔整法第２４条第１項）

(1)　柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所

(2)　施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項

(3)　施術日又は施術時間

(4)　その他厚生労働大臣が指定する事項　（平成１１年３月２９日付厚生省告示第７０号）

ア　ほねつぎ(又は接骨)

イ　柔整法第１９条第１項前段の規定による届出をした旨

ウ　医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）

エ　予約に基づく施術の実施

オ　休日又は夜間における施術の実施

カ　出張による施術の実施

キ　駐車設備に関する事項

※詳細は、あはき・柔整広告ガイドラインをご確認ください。

（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage_48702.html